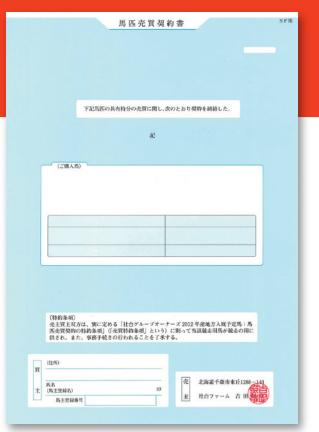


## 馬匹売買契約書記載条文 特 約 条 項

売主及び買主双方は、別に定める「社台グループオーナーズ2017年産地方入厩予定馬：馬匹売買契約の特約条項」（「売買特約条項」という）に則って当該競走馬が競走の用に供され、また、事務手続が行なわれることを了承する。



社台グループオーナーズ2017年産地方入厩予定馬

## 馬匹売買契約の特約条項（「売買特約条項」）

### 第1条（馬匹売買契約の成立と共有馬管理等に関する特約）

社台ファーム、ノーザンファーム、追分ファーム（これらの牧場を「社台グループオーナーズ各販売者」という。）のいずれかが売主（以下「販売者」という。）となり、その所有競走馬の共有持分権（1頭20口の共有持分権。以下これを「共有持分権」といい、当該競走馬を「共有馬」という。）について、地方競馬全国協会（NAR）の馬主登録を既に受け又はこれを受ける見込みのある購入希望者を買主として、両者間で馬匹売買契約書（以下「当該売買契約」という。）を取り交わして売買契約が成立した。売主及び買主双方は、かかる共有馬の売買に関わる取り扱いについて規定した本特約条項が当該売買契約に付帯しその一部を構成することに同意する。なお、本特約条項第6条及び7条においては、買主を「共有者」と表記することがある。

### 第2条（共有代表馬主の権限と義務及び共有馬管理等に関する覚書）

1. 買主は、当該売買契約に基づいて共有持分権を取得後、共有馬を競走の用に供し、かつその事務の取扱いを円滑に行うため、共有馬のの共有代表馬主（以下「共有代表馬主」という。）を以下の者とすることに同意する。

社台ファームの販売にかかる共有馬：吉田照哉

ノーザンファームの販売にかかる共有馬：吉田勝巳

追分ファームの販売にかかる共有馬：吉田晴哉

2. 共有代表馬主と共有者たる買主は、共有馬の管理等に関する共有代表馬主と共有者間の権利義務について定める「共有馬管理等に関する覚書」（以下「覚書」という。同覚書

にはこれと一体をなす「共有馬管理等に関する覚書の付帯条項」（以下「付帯条項」という）が含まれる。）を取り交わすものとする。

### 第3条（馬代金の支払と遅延利息）

1. 買主は、共有馬（共有持分権）の売買代金（金銭により授受される代金で、以下「馬代金」という。なお、後述のとおり、販売者がカタログ等により提示した共有持分売り出し価格は「売買提示価格」という。）の支払方法として、一括払いと分割払いのいずれかを選択することができる。一括払いを選択した場合、買主は原則として共有持分の売買契約締結日の属する月の翌々月10日までに、所定の割引率（売買提示価格の2%）を適用した金額を一括して支払う。また、分割払いを選択した場合、最大で10回分割までとし、以下の方法によるものとする。1歳7月末までに売買契約を締結して10回分割を選択した場合には、同年9月から翌年6月までの期間中毎月10日までに分割当月分を支払い、分割払いの最終支払期限（2歳6月10日）までに馬代金全額の支払いを完了させるものとする。また、1歳8月以降に売買契約を締結した場合は、売買締結日の属する月の翌々月10日より2歳6月10日までに対応する月数分を分割払いの回数とする。一括払い・分割払いとも原則として預金口座振替の方法による（振替日は原則毎月6日）。但し、買主が社台グループオーナーズ各販売者のいずれかから初めて共有持分権を購入する場合に限り、当該買主は一括払い代金又は分割払いの初回代金を、共有持分権の購入日から10日以内



金品(例:セレクトセールプレミアムなど)については、販売者(牧場)がこれを受領する。

2. 地方競馬場もしくはJRA等競馬主催者から提供される賞品のうち、重賞競走優勝の際に贈られる賞品については、販売者(牧場)が共有者たる買主に優先して買取りを申し出ができる。なお、かかる買取り代金については、第2条に規定する「付帯条項」記載の取扱いに従って各共有者に配分される。
3. 買主は、馬代金の支払いを怠った場合又は共有持分権取得後に共有者として第2条第2項記載の「覚書」及び「付帯条項」に違反するなどして共有代表馬主等の円滑な業務遂行を妨げた場合には、社台グループオーナーズ各販売者において、当該買主ないし共有者に対する新規共有馬持分権の販売を停止する措置を講ずることがあることを予め承諾する。

#### **第8条(管轄権を有する裁判所)**

共有馬の売買、その他当該売買契約又は本特約条項に規定された事項に関する紛議が生じた場合には、東京都千代田区にある第一審の裁判所をもってその専属管轄裁判所とする。









10%相当額とする。但し、共有馬が競走能力を喪失した場合においては当該買戻しは無償とする(売買特約条項第6条参照)。かかる買戻代金は持分割合に応じて共有者に支払われる。当該買い戻しが行なわれず、且つ、第三者に譲渡する場合は、前条第2項に記載する手続きに倣い、売買純利益金から販売者の報酬を控除した残額が、当該馬の共有者に持分割合に応じて支払われるものとする。

#### **第9条(持分の譲渡)**

共有馬の持分譲渡は、共有代表馬主の書面による事前承認を要する。持分譲渡を希望する共有者は、事務局を通じ所定の手続に従って譲渡承認の申請を行なうものとする。共有代表馬主の上記承認に基づいて譲渡が行われる場合、譲受人は名義書換事務費2万円(1口当り)。消費税を含む)を事務局に支払う。

#### **第10条(支払済み代金等)**

共有者が支払った預託料、保険料、月次事務費、出走事務費等は、理由の如何にかかわらず返還されない。

#### **第11条(遅延利息及び支払不履行等に起因する持分権の喪失)**

1. 共有者が、第2条ないし第4条に規定される支払義務をその各期日に履行しない場合には、同期日の翌日から完済に至るまで、当該債務額に対し年率20%の割合による遅延利息を支払うものとする。
2. 共有者が、前項の支払義務を2ヵ月以上怠った場合、NARもしくは地方競馬主催者の馬主登録ないし資格が抹消され又は登録抹消ないし資格喪失要件に該当するに至った場合、又は、共有馬所有念書等競走馬登録に必要な書類提出を期限までに履行しないなど共有代表馬主及び事務局の円滑な業務遂行に対して重大な妨げとなる場合は、覚書第5条に規定する遵守事項に違反したものと見做し、何ら的通知催告を要することなく共有者は当該共有持分権及びこれから生ずる一切の権利を喪失し、かかる共有持分権及びこれから生じる一切の権利は直ちに共有代表馬主に帰属するものとする。
3. 共有者は、事務局が、かかる不履行及び共有持分権の失効消滅に関する情報を社台グループオーナーズの各販売者に提供すること、並びに共有者が覚書及び付帯条項に違反するなど共有代表馬主又は事務局の円滑な業務遂行を妨げた場合にかかる情報を社台グループオーナーズの各販売者に提供することつき、予め同意する。

#### **第12条(管轄権を有する裁判所)**

共有馬の管理、その他覚書及び付帯条項に規定された事項に関して紛議が生じた場合には、東京都千代田区にある第一審の裁判所をもってその専属管轄裁判所とする。

## **●付帯条項第5条第3項の細則**

#### **第1条(賞品の受領と配分方法)**

1. 主催者購買価格が10万円を超える純金メダル及び、金製品、宝飾品等競馬主催者提供賞品(競馬主催者が提供する賞品であって、以下「賞品」という)については、受賞馬の共有馬主間に帰属するものとする。但し、冠スポンサーや協賛者提供の寄贈賞品のほか、参加賞、優勝馬のレイ、賞状、盾及び優勝DVD等については共有代表馬主の帰属とする。
2. 事務局は、受賞馬の共有者のうちより、本細則第2条第1項及び2項(以下特に定めのない限り、本細則の条文を指す)に規定する手続に従って賞品購入者1名を募り売却する。かかる売却代金(以下「賞品売却代金」という)は、次項記載の事務経費を控除のうえ、持分に応じて共有馬主に支払われる。購入希望者がいないなどやむを得ない場合において、純金メダル及び金製品については、市中(金製品取扱い専門業者)に売却して換金する。また、宝飾品等、金製品以外が賞品である稀な場合で、第2条第3項の手続を経てもなお購入者が決定できない場合には、競馬主催者が購買した価格の1割にて共有代表馬主等に適宜売却して換金する。但し重賞競走の受賞賞品について、売買特約条項第7条第2項に基づいて販売者(牧場)から買取り申し出があった場合は、これを優先的な売却先とし、売却価格は第2条第2項の定めによるものとする。
3. 事務局は、賞品売却代金から、賞品の保管その他の事務経費として21,600円(消費税込み)を控除した後、これを持分に応じて共有者に配分する。

#### **第2条(賞品購入者の特定とその方法)**

1. 事務局は、次項に定める基準により賞品購入者を募る。購入希望者が複数の場合は、所定日時に抽選を行って購入者を決定する。
2. 前項の場合における賞品売却価格は、純金メダル及び金製品については市中にて換価する場合の時価相当額(金製品取扱い専門業者の取扱い手数料相当額等を控除後の金額とする)とするものとし、その価格が主催者購買価格の6割に満たない場合は、主催者購買価格の6割相当額をもって売却価格とする。また、金製品以外の宝飾品等にあっては、主催者購買価格の6割相当額とする。
3. 購入者の応募がなかった場合は、純金メダル及び金製品については金製品取扱い専門業者に売却する。また、宝飾品等、金製品以外の賞品である場合については、主催者購買価格の5割、4割、3割、2割、1割の選択制にて受賞馬の共有者のうちより購入者を募り、最高額提示者を購入者とする。最高額提示者が複数いる場合、第1項にならい抽選とする。
4. 賞品の購入者は、購入代金を所定の手続に従い、銀行振込の方法により直ちに納入する。購入代金の振込遅延及び購入の取り消しはできないものとする。
5. 前項に違反した場合、当該共有者は自らが持分を有する社台グループオーナーズのすべての共有馬について、以後賞品

購入者となれない。また、かかる他の共有者への迷惑行為については、付帯条項第11条第3項に規定する違反として取扱われる。

### **第3条(賞品売却代金の共有者への支払時期)**

賞品売却代金は、第1条第3項に定める事務経費を控除のうえ、購入者から賞品購入代金の振込みを受けた月の翌月末に行なう。送金事務にあたっては、付帯条項第5条第6項の規定を準用する。